

AI ネットワーク社会推進会議

AI ガバナンス検討会

第5回 議事概要

1. 日時

平成 31 年 2 月 27 日（水） 10：00～12：00

2. 場所

中央合同庁舎 2 号館 第 1 特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

平野座長、江村構成員、河島構成員、木谷構成員（代理：株式会社 NTT データ 遠藤 技術開発部 Technology Strategist）、木村構成員、久世構成員（代理：日本 IBM 株式会社 立花 東京基礎研究所 AI 担当シニアマネージャー）、小塚構成員、榊原構成員、三部構成員、鈴木構成員（代理：株式会社日立製作所 城石 研究開発グループ技術戦略室技術顧問）高橋構成員、長田構成員、原構成員（代理：富士通株式会社 中条 デジタルサービス部門エグゼクティブディレクター）、堀構成員、山本構成員

(2) 総務省

安藤大臣官房総括審議官、山崎大臣官房総括審議官、竹内サイバーセキュリティ統括官、赤澤情報流通行政局審議官、井上情報通信政策研究所長、今川情報流通行政局情報通信政策課長、香月情報通信政策研究所調査研究部長、市川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、高木情報通信政策研究所調査研究部主任研究官

(3) オブザーバー

内閣府、消費者庁、個人情報保護委員会、文部科学省、経済産業省、科学技術振興機構、理化学研究所
<スカイプでの参加>
実積中央大教授（OECD デジタル経済政策委員会（CDEP）副議長）

4. 議事概要

(1) 事務局からの説明

机上資料 1 に基づき、構成員からの意見について報告があった。

(2) 構成員からの発表

資料 1 に基づき、以下の発表があった。

○「AI 時代のプライバシーとデータ保護—プロファイリングを中心に—」（山本構成員）

(3) 事務局からの説明

資料2及び机上資料2、3に基づき事務局より報告があった。

(4) 意見交換

<山本構成員の発表について主な意見>

【木谷構成員（代理：株式会社NTTデータ 遠藤 技術開発部 Technology Strategist）】

- ・ AIやプライバシーに限らず、法体系全体として、スコアが身分を露骨に表すものにならないようバランスを考える必要があるのではないかと。

【山本構成員】

- ・ スコアを否定するというよりは、スコアをうまく利用していくことがポイントになる。
- ・ どのような情報からスコアがつけられているかの議論がまだ煮詰まっていない。本人が変更・修正できないようなものをスコアリングの基礎に使うことは、憲法的フェアネスという観点からは問題があり得る。
- ・ 予測精度の向上と、フェアネス・オートノミーとのバランスをしっかりと考えなければならない。無意識な行動は自分の意思に基づく行動ではないので、そういったものを使うということについても議論しておく必要があるのではないかと。

【木谷構成員（代理：株式会社NTTデータ 遠藤 技術開発部 Technology Strategist）】

- ・ ポリシーの話とAIの運用の話とのバランスも考える必要があるだろう。

【山本構成員】

- ・ 入学試験や採用、融資で不採用、不合格になった理由は今まで説明がされてこなかったということがよく言われる。医学部の入試で女性に対して不利なプログラムだったことが問題になったが、その会見において「説明責任」という言葉が使われたことに鑑みると、「従来そうだから」ということは言いにくくなる。
- ・ 今までは使うデータが限定されていたので問題を特定でき自己改善の可能性があったが、AI社会では色々なデータを使うので、何が自分の評価を下げる原因になったのかが分からず不条理に没落するということが起き得る。

<事務局の説明について主な意見（机上資料2）>

【小塚構成員】

- ・ 利用者の分類について、AIについては素人だが、サービスの提供面ではプロという立場の利用者もいるのではないかと。AIの提供に関して自分が分からないのであれば、開発者等ベンダーに適切な対応を依頼するという責任があると思う。
- ・ 名称も「能動的・受動的」の方が、素人的な業提供者も受動的であり、受動的利用者ではあるけれども、別の意味では業の提供者であるということにより適していると思う。
- ・ 当検討会では、開発原則も利用原則もネットワークによる智の連結「智連社会（WINS）」

ということを謳ってきたが、内閣府の社会原則にはそれが必ずしも出てこない。AIのネットワーク化による人々の包摂ということは何となく社会原則にも書いてあるので、この利用原則案には WINS を入れて、いわば社会原則の基本理念（2）を敷衍して解釈した内容が智連社会であるということは書いて良いのではないか。

- ・ 開発ガイドライン案の基本理念には、「民主主義」を支える価値ということが書いてある。社会原則案では人間の尊厳ということは書いてあるが、民主主義ということはない。民主主義でなくても個人を大事にするということもあるので、人間中心の、人間の尊厳を維持していくための価値というのは民主主義を通じて実現するのだということは、利活用原則の方では書き込んでも良いのではないか。

【江村構成員】

- ・ 能動的利用者の場合には人間の判断がプラスアルファ的に介在するということが書かれているが、医者などは自分で判断を行い、AIはそれをサポートするという構造になっている。その時に、AIが主語の側に寄り過ぎているのではないかといったことを、主体の分類の際にうまく伝えておくことが大事だと思う。能動・受動という表現だけでは伝わらないのではないか。

【平野座長】

- ・ 受動的利用者に脚注を付けて、小塚先生から御意見いただいたような説明を入れると意図がより伝わるのではないか。

【山本構成員】

- ・ OECDと平仄を合わせるためにも「民主主義」という言葉があって良いと思うし、AIの問題としてフェイクニュース等の問題があるので、民主主義を掲げることは人間中心ということを考える時にポイントになると思う。
- ・ 政府あるいは自治体が利用する場合についてはどう考えているか。説明責任のあり方などが民間の場合と違ってくる可能性があるということや、記述の仕方について検討しておく必要があると思う。

【長田構成員】

- ・ 利用者の分類について、ビジネス利用者の中に能動的利用者と受動的利用者がいて、その上で消費者的利用者が別の枠にいるとした方が、ずっとわかりやすい気がする。どう分類するかというより、その人たちが何をしなければいけないのかという観点が大切だと思う。

<事務局の説明について主な意見（机上資料3）>

【榊原構成員】

- ・ ポンチ絵で説明するのであれば、どういう場面で推論が行われるのかとか、どういったことを推論に求めているのかということから逆引きして、全体の戦略を立てることで初めて有効なAIになると思う。それに応じてデータ収集やログの保存、説明責任ということで全

体がガバナンスされるという説明があった方が良いのではないかと。

【木村構成員】

- ・ データポータビリティが最近話題になっているにも関わらず、データを持ち運ぶ前のデータの保存や処理などに関する記載がなく、どういう扱いになるのか疑問である。

【久世構成員（代理：日本 IBM 株式会社 立花 東京基礎研究所 AI 担当シニアマネージャー）】

- ・ 今後はいろいろなシステムの中にコンポーネントとして AI 要素が含まれてくるが、それらを全て提示する必要はないと思う。社会原則案における AI の定義は、高度な情報システムを全て AI と同じに考えるようになっており、その観点でも AI 全てにおいて利用方針を提示する必要はないと思う。自動的に学習が進んで動作が変わっていくようなシステムや、個人の権利や利益に重大な影響を及ぼす可能性がある場合に限定して、利用方針を提示することが必要になるのではないかと。

【木谷構成員（代理：株式会社 NTT データ 遠藤 技術開発部 Technology Strategist）】

- ・ 木村構成員からポータビリティの話が出たが、従前のコンピュータシステムで言うと、デバイスや入出力の過程で誤ったデータが書き込まれたり、もともとのデータベースそのものに曖昧性があったりする。ある時点で消費者が自分のプロファイルがどういう状況になっているかを確認し、違和感がある場合に修正を申し立てるような権利の話も整理する必要があるのではないかと。

【江村構成員】

- ・ 説明可能性のところ、説明可能なアルゴリズムを作っていくのとは別に、外側で別の説明を加えるということが今大きな動きとしてある。また、AI をシミュレーションと組み合わせるという動きもあり得るということを考えた時に、図自体を少し工夫した方が良いと思う。
- ・ 全体の議論がいわゆる統計的機械学習に寄った感じがするが、今あるいろいろな動きを考えると、もう少し前広なイメージを入れていった方が良いのではないかと。

【山本構成員】

- ・ 行政を射程に入れるか入れないかというのは今後重要になってくる。三重県や警察が AI を使っていくことを発表しており、その場合「ビジネス」という言葉がそぐわないという意味では、文言についての変更を考えた必要があると思う。
- ・ Google 検索も AI を使っているとすると、その利用者は AI の利用者になる。こういう利用者と医者と同様に受動的利用者として考えて良いのかどうか、議論が必要ではないか。医者はそれなりの説明責任を求められるとすれば、彼らとしては自分を受動的利用者だと位置付けたいけれども、規範論として能動的利用者として位置付けるべきだということがあり得る。

【堀構成員】

- ・ AI 利用方針を提示するかどうかについて、立花さんがおっしゃる通り、AI を利用しているということではあまりにも漠然としているので、中身を具体的に検討する必要があると思う。

【小塚構成員】

- ・ 公平性の原則について、今の修正案のように変えると返って分かりにくい気がする。原案の「個人が不当に差別されないよう配慮する」の後に、それを担保する手段としてバイアスについて考慮しなさいということと、公平性の中身は難しいのでよく考えなさいということとを記述した方が良いのではないか。

以上